○農林水産省告示第千四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東京都あきる野市五日市字上入野五五六のイ、五七九の一、五八一、五九八の二、六〇一の一、字扇平六五六、六五八、六五九、六六四、戸倉字上田三四一、三五八の一から三五八の三まで、三五九、字城山四一五の一、字星竹東畑九七八、一〇一五、字星竹一〇二一のイ、一〇五三、字星竹足瀬一二六七、一二六八、一二六九のイ、一二六九のロ、一二九一、字盆堀割地一八三七の八、一八三七の二、一八三九、字盆堀大入一八四三のイ、一八四四の一、字牛竹二〇九四の一、二一一〇三のイ、二一一〇三の八、字盆堀谷千ヶ沢二四一八の二・二四一八の十（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字樋里八七二三の一（次の図に示す部分に限る。）、八九八八の二、八九八九の一、八九九〇の一、八九九八の一、字藤原九〇五六の一・九〇五八のイ二・九一〇五・九一〇七の一・九二七八の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、九〇九〇の一、九〇九〇の二、九二五六のイ、九二五六のロ、九二五七、九二六一の一、九二六一の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㋑　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びにあきる野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第25264号

2　品種登録の年月日　平成28年6月17日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Solanum lycopersicum L.

4　登録品種の名称　サンドパル

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

愛知県

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

7　出願公表の年月日　平成26年8月28日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月五日

農林水産大臣　森山　裕

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第25265号

2　品種登録の年月日　平成28年7月5日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

x Festulolium Aschers. et Graebn.

4　登録品種の名称　那栄（ナエ）1号

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1

7　出願公表の年月日　平成26年3月4日

1　品種登録の番号　第25266号

2　品種登録の年月日　平成28年7月5日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai

4　登録品種の名称　石川（いしかわ）1号

5　育成者権の存続期間　30年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

石川県

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

7　出願公表の年月日　平成26年7月14日

1　品種登録の番号　第25267号

2　品種登録の年月日　平成28年7月5日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai

4　登録品種の名称　本丸（ほんまる）

5　育成者権の存続期間　30年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

芦川孝三郎

東京都調布市富士見町2丁目19番地23

7　出願公表の年月日　平成26年10月7日

1　品種登録の番号　第25268号

2　品種登録の年月日　平成28年7月5日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Salvia L.

4　登録品種の名称　フェニックスワイン

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

岐阜県

岐阜県岐阜市薮田南二丁目1番1号

7　出願公表の年月日　平成24年6月19日

1　品種登録の番号　第25269号

2　品種登録の年月日　平成28年7月5日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Salvia L.

4　登録品種の名称　フェニックスパープル

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

岐阜県

岐阜県岐阜市薮田南二丁目1番1号

7　出願公表の年月日　平成24年6月19日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）